

研修機関評議員選挙と一般評議員選挙の追加説明

日本口腔顔面痛学会選挙管理委員長 和嶋浩一

今回、日本口腔顔面痛学会評議員選挙では研修機関評議員選挙と一般評議員選挙を行います。評議員選挙に立候補される方は立候補届けにある、「選挙種別（※該当する選挙種別の文字を○で囲む）：研修機関評議員選挙 一般評議員選挙」のどちらかを選択してください。

- 1, 研修機関評議員選挙を選択できる方は、評議員選挙公示 「2. 立候補者の条件は、2017年3月31日までに2016年度までの会費を全て納入し、かつ、1953年(昭和28)年9月2日以降生まれの者で、本学会に入会して満5年を経過している方とします。立候補は自薦のみ可能とします。」の全てを満たし、なおかつ、以下の条件を満たすものである。
「本学会指導医(暫定指導医を除く)であり、かつ本学会研修施設の代表指導医で、評議員選挙に立候補した者とする。」
- 2, 一般評議員選挙を選択できる方は、評議員選挙公示 「2. 立候補者の条件は、2017年3月31日までに2016年度までの会費を全て納入し、かつ、1953年(昭和28)年9月2日以降生まれの者で、本学会に入会して満5年を経過している方とします。立候補は自薦のみ可能とします。」の全てを満たすものである。

研修機関評議員選挙を選択できる方は、本学会研修施設それぞれの代表指導医一名です。本学会研修施設に属するが代表指導医でない方で、評議員選挙公示 「2. 立候補者の条件は、2017年3月31日までに2016年度までの会費を全て納入し、かつ、1953年(昭和28)年9月2日以降生まれの者で、本学会に入会して満5年を経過している方とします。立候補は自薦のみ可能とします。」を満たす方は一般評議員選挙に立候補出来ます。